

南会津町告示第47号

南会津町企業誘致報奨金制度実施要綱を次のように定める。

平成25年 6月21日

南会津町長 大宅 宗吉

南会津町企業誘致報奨金制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、新たに町内へ進出しようとしている法人格を有する企業（以下「誘致対象企業」という。）に関する有効な情報を提供した者（以下「企業誘致推進員」という。）に対し、報奨金を支払う制度について必要な事項を定めることにより、町内への企業立地を推進し、町内における雇用の創出と産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において企業誘致推進員とは、町の理念を理解し、自ら誠実に企業誘致活動に取り組み、誘致対象企業についての町への情報提供及び町と誘致対象企業との仲介を行う者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 自らが事業主である企業又は所属する企業の誘致に関する情報の提供を行おうとしている者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）
 - (3) 福島県若しくは町が既に誘致交渉を行っている企業又は他の企業誘致推進員が既に情報提供を行っている企業の情報提供を行おうとしている者
 - (4) 企業誘致の仲介を業としている者
 - (5) 福島県議会議員、南会津町議会議員、福島県職員又は南会津町職員である者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が企業誘致推進員として不適当と認める者
- （企業誘致推進員の認定等）

第3条 企業誘致推進員の認定を受けようとする者は、企業誘致推進員認定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、当該申請に基づき第2条各号の規定により審査し、認定する場合には企業誘致推進員認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 企業誘致推進員の任期は、企業誘致推進員の認定日から3年とする。

（企業誘致推進員の認定取消）

第4条 町長は、企業誘致推進員が第2条及び第5条の規定に違反したと認められるとき

は、認定を取り消すことができる。

（企業誘致推進員の責務）

第5条 企業誘致推進員は、この情報提供に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

2 企業誘致推進員は、この情報提供に関して、苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任において処理しなければならない。

3 企業誘致推進員は、必要に応じて誘致活動の進捗状況を町長に報告しなければならない。

4 企業誘致推進員は、情報収集に関して不正又は不当な行為を行ってはならない。

（対象業種）

第6条 誘致対象企業の対象となるのは、次の業種とする。

（1）製造業

（2）情報サービス業

（3）インターネット付随サービス業

（4）学術・開発研究機関

（5）再生可能エネルギーに関する業種

（6）その他町長が特に認めた業種

（情報の提供）

第7条 企業誘致推進員は、町に対して誘致対象企業の情報を提供しようとするときは、企業誘致情報提供書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 企業誘致推進員は、前項の規定により受け付けた情報をもとに、町が当該企業に誘致活動を行うことに同意するものとする。

3 企業誘致推進員は、町が誘致活動を行うにあたり第1項の規定により受け付けた企業情報を必要に応じて関係機関に照会、提供することに同意するものとする。

（企業立地情報の受付等）

第8条 町長は、前条第1項の規定による情報提供があったときは、次に掲げる事項について審査を行い、企業誘致情報受付通知書（様式第4号）により情報受付の可否を企業誘致推進員に通知するものとする。

（1）情報提供のあった時点で、既に他の者からの情報を受け付けていないこと。

（報奨金支払条件の成立等）

第9条 町長は、第7条第1項の規定により受け付けをした情報に基づき、誘致対象企業より企業誘致活動承諾書（様式第5号）の提出があったとき、企業誘致推進員に対する企業誘致活動支援金（以下「支援金」という。）の支払いをすることができる。

2 町長は、町と誘致対象企業が次の事項を含む企業立地に関する協定を締結したとき、企業誘致推進員に対する企業誘致成功報酬（以下「成功報酬」という。）の支払いをすることができる。

（1）立地後の事業計画

(2) 業務開始1年後の町民雇用を含む雇用計画

- 3 支援金及び成功報酬の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、業務開始後1年間に雇用された人数が、企業立地協定書の雇用計画数の50パーセント未満の人数であった場合は、成功報酬の一部を返還させることができるものとする。
- 4 町長は、支援金又は成功報酬の支払いを決定したときは、企業誘致報奨金支払決定通知書（様式第6号）により、企業誘致推進員に通知するものとする。

（情報の無効）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、前条の規定にかかわらず成功報酬を支払わないものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 企業誘致情報提供書の提出があつてから2年が経過したとき。

(2) 誘致対象企業から立地を取り消す旨の申し出があつたとき。

- 2 町長は、前項の場合にあつては、企業誘致情報無効通知書（様式第7号）により企業誘致推進員に対して情報無効の通知を行うものとする。

（支援金等の支払）

第11条 企業誘致推進員は、第9条第4項による通知を受けたときは、町長に対し、支援金又は成功報酬の支払いを企業誘致報奨金請求書（様式第8号）により請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、30日以内に当該企業誘致推進員に対して支援金又は成功報酬を支払うものとする。

（受付の無効等）

第12条 町長は、第7条の規定により受け付けた情報について、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず当該情報の受け付けを無効として、当該企業誘致推進員に支援金及び成功報酬を支払わないものとし、既に支払われているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 企業誘致推進員が、支援金及び成功報酬を受ける権利を第三者に譲渡したとき。

(2) 企業誘致推進員の不正又は不当な行為により誘致対象企業に関する情報を入手したことが判明したとき。

(3) 企業誘致情報提供書に、事実と異なる記述があつたとき。

(4) 企業誘致推進員に認定されている期間において、第2条各号の規定に該当していたことが判明したとき。ただし、第2条第5号は除く。

- 2 町長は、前項の規定により情報の受け付けを無効とした場合、企業誘致情報受付無効通知書兼返還命令書（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により支援金及び成功報酬の返還を命じられた企業誘致推進員は、請求のあつた日から30日以内に支援金及び成功報酬を返還しなければならない。
- 4 第1項の規定により支援金及び成功報酬の返還を命じられた企業誘致推進員が、期限

までに納付をしなかった場合は、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金を加算して町に納付しなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	交 付 金 額	
企業誘致活動支援金	1社当たり20万円	
企業誘致成功報酬	誘致対象企業の雇用者数が2人以上5人以下	1社当たり 100万円
	誘致対象企業の雇用者数が6人以上	雇用者数から5を控除した数に5万円を乗じ、100万円を加えた額

※雇用者数とは、企業立地に関する協定に基づく、業務開始1年後の町民雇用を含めた全雇用計画者数とする。

※企業誘致成功報酬額は、企業誘致活動支援金を控除した額とする。

※企業誘致推進員に交付される企業誘致活動支援金と企業誘致成功報酬の合計額は、誘致対象企業1社につき、200万円を限度とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

企業誘致推進員認定申請書

年 月 日

南会津町長

申請者
住所
氏名

印

（電話番号 ）

南会津町企業誘致報奨金制度実施要綱第 3 条の規定による「企業誘致推進員」に認定していただくよう申請します。

なお、私は、同実施要綱第 2 条各号に該当しないことを誓約します。

記

1 企業誘致推進員として認定を受けようとする者

現 住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
性 別	
電 話 番 号	
誘致しようとする業種	

2 添付書類

- ア 履歴書
- イ 市区町村が発行する身分証明書
- ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

様式第 2 号（第 3 条関係）

企業誘致推進員認定通知書

番 号
年 月 日

様

南会津町長

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、南会津町企業誘致報
奨金制度実施要綱第 3 条の規定により下記の条件を付して認定します。

記

1 企業誘致推進員として認定する者

現 住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
性 別	
電 話 番 号	
認 定 日	
認 定 番 号	

2 認定する条件

- （1）支援金及び成功報酬を受ける権利を第三者に譲渡しないこと。
- （2）不正又は不当な行為により誘致対象企業に関する情報を入手しないこと。
- （3）誘致対象企業の営利活動に損害を与えないこと。
- （4）町に情報提供する書面に、事実と異なる記述をしないこと。

企業誘致情報提供書

年 月 日

南会津町長

企業誘致推進員

住所

氏名

印

（電話番号 ）

南会津町に立地を希望する企業がありますので、下記のとおり情報を提供します。

記

1 誘致対象企業の概要

企 業 名	
所 在 地	
担当部署名	
担当者職氏名	
連 絡 先	
業 種	主要事業・製品など

2 希望する内容

希 望 す る 地 域	
立 地 希 望 時 期	
事業計画の概要	事業所の場所、規模、雇用人数など

3 添付書類

- ア 企業の概要、役員名等がわかるもの（パンフレット等）
- イ 直近二期の決算状況がわかるもの（決算書等）

様式第 3 号裏面（第 7 条関係）

南会津町企業誘致報奨金制度実施要綱抜粋

第 2 条 この告示において企業誘致推進員とは、町の理念を理解し、自ら誠実に企業誘致活動に取り組み、誘致対象企業についての町への情報提供及び町と誘致対象企業との仲介を行う者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 自らが事業主である企業又は所属する企業の誘致に関する情報の提供を行おうとしている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）
- (3) 福島県若しくは町が既に誘致交渉を行っている企業又は他の企業誘致推進員が既に情報提供を行っている企業の情報提供を行おうとしている者
- (4) 企業誘致の仲介を業としている者
- (5) 福島県議会議員、南会津町議会議員、福島県職員又は南会津町職員である者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が企業誘致推進員として不適当と認める者

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

南会津町長

企業誘致情報受付通知書

年 月 日付けで情報提供のありました企業情報について、下記とおり決定しましたので通知します。

記

1 情報の受理状況

受理 不受理

2 受け付けた情報の内容

別添「企業誘致情報提供書」（写）のとおり

（注） 情報の受理状況については、不受理の場合のみ理由を記載します。
情報の内容については、「企業誘致情報提供書」に受付印を押印したものの写しを添付します。

年 月 日

南会津町長

所在地
企業名
代表者名 ㊟

企業誘致活動承諾書

当社に関する情報は、事実と相違ないことを確認し、企業誘致の仲介として下記の者（「南会津町企業誘致推進員」という。）を通して、南会津町に情報提供することに同意する。
また、町が町以外の公的機関に対して、情報の確認、照会を行うことに承諾します。

記

1 企業の連絡先等

担当部署名	
担当者名	
連絡先	

2 当社と南会津町と仲介をする者（南会津町企業誘致推進員）

氏 名	
住 所	

3 添付書類

- ア 企業の概要、役員名等がわかるもの（パンフレット等）
- イ 企業の登記簿謄本の写し
- ウ 直近二期の決算状況がわかるもの（決算書等）
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

様式第 6 号（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

様

南会津町長

企業誘致報奨金支払決定通知書

年 月 日付けで情報提供があったことについて、下記のとおり報奨金の
支払条件が整い、支払いが決定しましたので通知します。

記

- 1 立地企業名
- 2 報奨金の種類
企業誘致活動支援金 企業誘致成功報酬
- 3 企業立地協定の締結日
- 4 報奨金の額

様式第7号（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

南会津町長

企業誘致情報無効通知書

年 月 日付けで情報提供のあったことについて、下記のとおり無効となりましたので、通知します。

記

- 1 情報提供のあった企業名
- 2 情報の受理日
- 3 情報提供のあった内容
別添「企業誘致情報提供書」（写）のとおり
- 4 無効の理由

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

南会津町長

企業誘致推進員

住所

氏名

印

（電話番号 ）

企業誘致報奨金請求書

年 月 日付け 第 号で支払決定の通知がありましたので、下記のとおり請求します。

記

1 報奨金の名称

2 請求金額 金 円

3 振込指定口座

フリガナ 口座名義	
金融機関	
支店名	
預金種別	
口座番号	

※通帳の写しを添付すること。

様式第9号（第12条関係）

番 号
年 月 日

様

南会津町長

企業誘致情報受付無効通知書兼返還命令書

年 月 日付けで情報提供があり、年 月 日付け 第
号で受付確認の通知をしたことについて、下記のとおり無効となりましたので、通知
します。

なお、既に支払済みの報奨金は返還してください。

記

- 1 情報提供のあった企業名
- 2 情報の受理日
- 3 情報提供のあった内容
別添「企業誘致情報提供書」（写）のとおり
- 4 無効の理由

- 5 返還を命じる報奨金
企業誘致活動支援金
企業誘致成功報酬

- 6 返還を命じる報奨金の納付期限

年 月 日

ただし、期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、未納額に年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付していただくこととなります。

(様式第 1 号、様式第 5 号 追加様式)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

南会津町長

1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて南会津町の信用を毀損し、または南会津町の業務を妨害する行為

3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住 所

氏 名

印